第４号中「１時間777円」を「１時間787円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 30 日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間839円」を「１時間848円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 30 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間805円」を「１時間812円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 30 日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間676円」を「１時間685円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 30 日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間681円」を「１時間693円」に改める。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十月三十日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名

１　上越市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

２　柏崎市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

１　前号１の事案　平成二十五年十一月二十一日　午後二時から

２　前号２の事案　平成二十五年十一月二十二日　午後二時から

三　場所

１　第一号１の事案　上越商工会議所　大ホール（新潟県上越市新光町一丁目十番二十号）

２　第一号２の事案　柏崎市ガス水道局　第二会議室（新潟県柏崎市鏡町一番十一号）

四　事案の要旨

１　第一号１の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

２　第一号２の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

３　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号の１の事案については上越市ガス水道局（新潟県上越市木田一丁目一番地三号）、第一号の２の事案については柏崎市ガス水道局（新潟県柏崎市鏡町一番十一号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号の１の事案については平成二十五年十一月六日までに、第一号の２の事案については平成二十五年十一月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七一　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号の１の事案については平成二十五年十一月六日までに、第一号の２の事案については平成二十五年十一月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七一　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番１Ｓ－204号**株式会社広域高速ネット二九六**の工場財団に千葉県印旛郡酒々井町本佐倉字南大堀416番地４通信技術センター、千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余349番地２鏑木営業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 10 月 30 日

千葉地方法務局佐倉支局